



第 383 号・平成 23 年 3 月発行

○人事異動

■人事異動

○諸 報

■平成 22 年度 CBC セミナーを開催

■FD コラム：英語 e-Learning 授業について（2）

独自教材の導入について

○規 程

■ 一部（全部）改正

○主要日誌

■ 平成 23 年 2 月主要日誌

○行事予定

■ 平成 23 年 3 月予定

人 事 異 動

総 務 課

平成23年3月1日付け発令

発令事項（新職名）	氏 名	旧職名（現職名）
【職務付加】 学務課学務企画係長兼務・命	齋 藤 岳 道	学務課課長代理

平成22年度CBCセミナーを開催

ビジネス創造センター（CBC）は、2月23日（水）オーセントホテル小樽において、観光におけるITの活用をテーマに「平成22年度 CBCセミナー」を開催しました。

まず講演として、アントレプレナーシップ専攻の近藤公彦教授がインターネット上の仮想空間を活用して商店街の活性化を図るi-vacsと、狸小路商店街（札幌市）での実践活動について報告を行いました。ついで社会情報学科の深田秀実准教授が、携帯電話を利用したAR（拡張現実感）による小樽運河エリアの観光情報サービス実験の結果を発表しました。

後半は、2名の報告者にユーザー側として小樽観光協会専務理事の赤間元氏が加わり、大津晶副センター長の司会でパネルディスカッションが行われました。約40名の参加者は熱心に聞き入り、後半にはパネリストと参加者が活発なディカッションを持ちました。プログラムは以下のとおりでした。

- i-vacsによる地域活性化の取り組み ～狸小路商店街を舞台として～
近藤公彦（小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教授）
- 新しいモバイル観光情報サービス ～小樽運河エリアを事例として～
深田秀実（小樽商科大学商学部社会情報学科准教授）
- パネルディスカッション「観光におけるIT活用」
近藤公彦
深田秀実
赤間 元（社団法人小樽観光協会専務理事）
司会：大津 晶（小樽商科大学ビジネス創造センター副センター長・社会情報学科准教授）

（ビジネス創造センター）



はじめに

英語e-Learning科目では、現在、本学独自教材を作成しています。本稿では、e-Learning科目の目的、独自教材の内容について、述べていきます。

1. 本学の英語e-Learning科目の目的

本学の英語e-Learning科目の目的は、主に、TOEICで「ある程度」のスコアを取得できるだけの力をつけることにあります。「ある程度」とは、ひとつは、400点以上の取得を目指すことです。そのためには、400点に届かない学生への指導と、高得点の取得を目指す学生への指導を、同時にこなす必要があります。もうひとつは、就職試験等で役に立つだけのTOEICスコア取得を目指す(750点以上)ことにあります。これに加えて、本学学生の能力や必要性に合った教材、英作文(Writing)にも対応できる教材の開発・提供のために、本学のe-Learning授業は存在します。

2. 独自教材開発の経緯

自主開発教材を作成する流れになったのは、既存のソフトでは不十分な問題が出てきたからです。既存ソフトはすでに出来上がっていますので、目的に合ったものを選択すれば、あとは学生に指示を出して学習させることが可能です。しかし、本学の学生の傾向に合うものや、大学や社会が求める人材を育てるといっても考えると、もっと専門的、多種類、多レベルの設問が必要となってきます。

本学では、英語科目は、必修科目の他にも、教職科目や専門科目にも開講されており、大学院では、英語の教員免許(専修免許)が取得可能なコースもあります。これらの英語科目を、体系的に、継続して学習できる環境を作るためにも、独自教材の開発が必要であると考えました。

3. 独自教材について

これまでe-Learningの教材の作成や授業を担当してきて、良い教材とは、「大量で」「多レベルで」「多種類で」「小さな目標を設定できて」「ごほうびのあるもの」、これに加えて、「対面授業との連携が取れるもの、他の学習につなげられるもの」の6つのポイントがありように思います。

現在、作成している教材は、常に、問題数を増やし、更新していくことが可能です。さらに、タグつけによって、レベルごと、話題ごと、文法項目ごとなどの分類が可能です。1回の学習(授業時間)で、60問から80問を進めるように、設問数を設定しています。設問から抜き出したテストを作成することもできます。

対面授業との連携については、今後の課題となっていますが、設問をもとに授業用テキストを編集し、対面授業での利用を検討しています。

今年度から、1年生の英語e-Learning授業で、独自教材の導入を始めました。完成した設問は学生にとっては易しかったようですが、アンケート結果などを見ても、学習そのものは、おおむね好評だったように思います。

教材の作成は、最初はとて大変です。まったくのゼロから作るわけですから、手間も時間もかかります。しかし、独自教材のよいところは、作成した教材の修正や、追加が随時可能なことです。また、個々の学生の学習状況を確認できるので、学生個人の得意・不得意分野や、学年ごとの学生の傾向を見ることが可能です。学生の全体のレベルや傾向が変われば、新たな教材を増やし、提供することができます。

教材を自作すると、設問の追加や修正、削除が常に可能です。時事問題等は特に、時期が過ぎれば修正の必要があります。また、1年生コースにある設問を基礎コースに使ったり、レッスンの中の設問を他のレッスンで使うなど、設問の移動が可能です。

4. 終わりに

e-Learning教材は、英語科目だけではなく、他の外国語科目、他の専門科目でも作成が可能です。パソコンで、WordやExcelが使えれば、あとは設問を増やしていき、修正、更新を繰り返して、目的の教材を完成させていきます。労力はかかりますが、本学学生に合うもの、教員が目指すもの、大学が求めるものに、最も近い教材を提供できます。

英語e-Learning教材は、今後、TOEICの他に、TOEFL、英検、再履修対策、ビジネス英語、教員免許更新関連、OJTなどの分野も作成を計画しています。授業だけではなく、英語に興味がある本学全ての人に役に立つものを、目指していきたいと思います。

学内規程

一部（全部）改正

目次

学内規程中，一部（全部）改正のあったものの新旧対照表を掲載します。各規程の詳細については，総務課総務係（5207）までお問い合わせ願います。

[1. H23.2.4国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程の一部を改正する規程](#)

国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程の一部を改正する規程

【改正理由】 デジタルコンテンツ(論文、著書、報告書を除く。)を本学職務発明等規程で知的財産として取り扱うこと、補償金に代えて研究費の配分を受けられるようにするため所要の改正を行う。

新	旧
(略)	(略)
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この規程において「知的財産」とは、次の各号に掲げるものをいう。	第2条 この規程において「知的財産」とは、次の各号に掲げるものをいう。
(略)	(略)
(6) 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラム、 <u>同項第10号の3に規定するデータベース及びデジタルコンテンツ</u> (論文、著書、報告書を除く。以下同じ。)の著作物	(6) 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラム <u>及び</u> 同項第10号の3に規定するデータベースの <u>創作</u>
(略)	(略)
3 この規程において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。	3 この規程において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
(略)	(略)
(3) 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム、 <u>同項第10号の3のデータベース及びデジタルコンテンツの著作物</u> に係る同法第21条から第28条までに規定する著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利	(3) 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム <u>著作物及び</u> 同項第10号の3のデータベースの <u>著作物</u> に係る同法第21条から第28条までに規定する著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
(略)	(略)
6 この規程において、「発明者等」とは、職務発明等を行った教職員等とする。	6 この規程において、「発明者」とは、職務発明等を行った教職員等とする。
(略)	(略)
(審査委員会の審議事項)	(審査委員会の審議事項)
第5条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。	第5条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。
(略)	(略)

(6) 知的財産の発明者等の確定に係る事項

(略)

(届出及び受理)

第11条 教職員等は、職務発明等に該当すると思われる知的財産(第2条第1項第6号に規定するデジタルコンテンツの著作物を除く。)の創作を行ったときは、速やかに「知的財産創作届出書」(別紙様式1)を学長に届け出るものとする。

2 教職員等は、第2条第1項第6号のデジタルコンテンツの著作物に関わる職務発明等に該当すると思われる知的財産の創作を行ったときには学長に届け出ることができる。

3 学長は、第1項及び前項の届出があったときは、速やかに「知的財産創作届書受理通知書」(別紙様式2)を当該教職員等に通知するものとする。

(略)

(権利譲渡書の提出)

第15条 教職員等からの届出による知的財産について、第12条第1項の規定に基づき本学が職務発明等に該当し承継すると決定したときは、発明者等は、「権利譲渡書」(別紙様式4)を学長に提出しなければならない。

(略)

(知的財産権の取得及び管理)

第17条 学長は本学が承継すると決定した知的財産については、速やかに出願等の手続を行い適正に管理するものとする。

(略)

3 学長は、発明者等に対し、知的財産に関する公表を一定期間行わないことを求めることができる。

4 学長は、第1項の出願等の手続が完了したときは、その旨を速やかに当該発明者等に通知するものとする。

(6) 知的財産の発明者の確定に係る事項

(略)

(届出及び受理)

第11条 教職員等は、職務発明等に該当すると思われる知的財産の創作を行ったときは、速やかに「知的財産創作届出書」(別紙様式1)を学長に届け出るものとする。

2 学長は、前項の届出があったときは、速やかに「知的財産創作届書受理通知書」(別紙様式2)を当該教職員等に通知するものとする。

(略)

(権利譲渡書の提出)

第15条 教職員等からの届出による知的財産について、第12条第1項の規定に基づき本学が職務発明等に該当し承継すると決定したときは、発明者は、「権利譲渡書」(別紙様式4)を学長に提出しなければならない。

(略)

(知的財産権の取得及び管理)

第17条 学長は本学が承継すると決定した知的財産については、速やかに出願等の手続を行い適正に管理するものとする。

(略)

3 学長は、発明者に対し、知的財産に関する公表を一定期間行わないことを求めることができる。

4 学長は、第1項の出願等の手続が完了したときは、その旨を速やかに当該発明者に通知するものとする。

(協力義務)

第18条 発明者等は、第11条第1項の規定に基づき届出をした知的財産について、本学から出願等に関する協力等を依頼されたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(知的財産権の取得以外の方法での普及)

第19条 学長は、本学に帰属することとなった知的財産に関して知的財産権の取得以外の方法により成果の普及を図るときは、その理由及び取扱いについて速やかに当該発明者等に通知するものとする。

(補償金の支払い)

第20条 学長は、教職員等が創作した知的財産権を承継又は取得した場合で、次のいずれかに該当するときは、当該発明者等に対し補償金を支払う。

- (1) 知的財産権等について出願等をしたとき。
- (2) 知的財産権等の実施、実施許諾又は処分により収入を得たとき。

(略)

3 知的財産権等の実施、実施許諾又は処分により収入を得たときに支払われる補償金(「実施等補償金」という。)は、毎年1月1日から12月31日までの間の総収入から、当該知的財産権の出願等及び維持に要した費用を差し引いた額について、審査委員会の審議を経て、別表2に定めるところにより支払う。

4 学長は、第2項及び前項の場合において、補償金の支払いを受ける発明者等から書面(別紙様式5)による申し出があったときは、当該出願等補償金及び実施等補償金の支払いに代えて、その相当額又は当該発明者等が指定する額を研究費として、当該発明者等に配分することができる。

(共同発明者等に対する補償)

第21条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者等が2人以上あるときは、第15条に定める権利譲渡書に記載されたそれぞれの持分割合に応じて支払うものとする。

(協力義務)

第18条 発明者は、第11条第1項の規定に基づき届出をした知的財産について、本学から出願等に関する協力等を依頼されたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(知的財産権の取得以外の方法での普及)

第19条 学長は、本学に帰属することとなった知的財産に関して知的財産権の取得以外の方法により成果の普及を図るときは、その理由及び取扱いについて速やかに当該発明者等に通知するものとする。

(補償金の支払い)

第20条 学長は、教職員等が創作した知的財産権を承継した場合で、次のいずれかに該当するときは、当該発明者等に対し補償金を支払う。

- (1) 知的財産権等について出願等をしたとき。
- (2) 知的財産権等の実施又は処分により収入を得たとき。

(略)

3 知的財産権等の実施又は処分により収入を得たときに支払われる補償金(「実施等補償金」という。)は、毎年1月1日から12月31日までの間の総収入から、当該知的財産権の出願等及び維持に要した費用を差し引いた額について、審査委員会の審議を経て、別表2に定めるところにより支払う。

(共同発明者に対する補償)

第21条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、第15条に定める権利譲渡書に記載されたそれぞれの持分割合に応じて支払うものとする。

(転退職者等又は死亡したときの補償)

第22条 第20条に定める補償金を受ける権利は、当該権利に係る発明者等が転職又は退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者等が死亡したときには、当該権利は、その相続人が承継する。

(略)

(秘密の保持)

第26条 発明者等、審査委員会委員及び関係者は、当該知的財産の内容等の事項について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。ただし、本学と発明者等が合意のうえ公表する場合及び本学又は発明者等の責によらずして公知となった場合はこの限りでない。

附 則

この規程は、平成23年2月4日から施行する。

(転退職者等又は死亡したときの補償)

第22条 第20条に定める補償金を受ける権利は、当該権利に係る発明者が転職又は退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときには、当該権利は、その相続人が承継する。

(略)

(秘密の保持)

第26条 発明者、審査委員会委員及び関係者は、当該知的財産の内容等の事項について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。ただし、本学と発明者が合意のうえ公表する場合及び本学又は発明者の責によらずして公知となった場合はこの限りでない。

平成 年 月 日

補償金支払申出書

国立大学法人小樽商科大学長 殿

所属・職名 _____
氏 名 _____

補償金の支払いについて、下記のとおり申し出ます。

記

	支払割合
発明者等	%
研究費	%

主 要 日 誌

平成23年2月

1	火	16:00～キャリア教育開発部門会議(第2)
2	水	14:30～緑丘企業等セミナー(211講義室ほか)
3	木	17:00～衛生委員会(総務・財務担当副学長室)
4	金	10:30～入学試験委員会(総務・財務担当副学長室) 14:35～ 学部・大学院合同教授会(第1) 15:13～ 学部教授会(第1) 16:04～ 現代商学専攻会議(第1) 16:16～ 教育研究評議会(第1) 14:30～なんでも相談室連絡会議
5	土	現代商学専攻博士前期課程(後期)入学試験
6	日	現代商学専攻博士後期課程入学試験 アントレプレナーシップ専攻(後期)入学試験
7	月	【昼間コース】推薦入試合格者入学手続き期間(~14日) 【夜間主コース】推薦入試・社会人入試合格者入学手続き期間(~14日) 13:30～課長会(局長室)
8	火	14:30～研究推進会議(学長室)
9	水	11:30～教務委員会(教育担当副学長室)
10	木	17:00～商大雪あかりの路2011(大学会館前広場)
11	金	学部入学試験【昼間コース】帰国子女入試、中国引揚者等子女入試、私費外国人留学生入試
14	月	13:30～学生委員会(研究棟B) 13:30～課長会(局長室)
15	火	11:30～入学試験委員会(教育担当副学長室)
16	水	10:30～ アントレプレナーシップ専攻会議(第1) 14:33～ 学部教授会(第1) 14:50～ 現代商学専攻会議(第1)
17	木	10:00現代商学専攻博士前期・後期課程およびアントレプレナーシップ専攻(後期)合格発表
18	金	現代商学専攻博士前期・後期課程およびアントレプレナーシップ専攻入学手続き期間(~28日) 13:00～前期日程入学試験監督要領説明会(第1)
21	月	13:30～課長会(局長室)
22	火	臨時就職支援室開設(~4月1日、札幌サテライト) 14:30～図書館運営委員会(図書館会議室)
23	水	14:30～平成22年度CBCセミナー(オーセントホテル)
25	金	学部入学試験 【昼間コース】一般入試(前期日程)、専門高校・総合学科卒業生入試(前期日程) 【夜間主コース】一般入試(前期日程)
28	月	(昼間・夜間)編入学試験・再入学試験合格者入学手続き期間(~3月4日) 10:30～危機管理委員会(CBC会議室)

行事予定表(3月)

1	火	【昼間・夜間コース】編入学試験・再入学試験合格者入学手続期間(～4日) 【昼間コース】私費外国人留学生入試合格者入学手続期間(～4日)
2	水	13:30～教務委員会(教育担当副学長室)
3	木	
4	金	10:30～アントレプレナーシップ専攻会議(第1) 13:30～後援会助成金計画委員会(第2) 14:30～教授会等(第1)
5	土	
6	日	
7	月	10:00 【昼間コース】一般入試(前期日程)・専門高校・総合学科卒業生入試合格発表 10:00 【夜間主コース】一般入試(前期日程)合格発表
8	火	【昼間コース】一般入試(前期日程)・専門高校・総合学科卒業生入試合格者入学手続期間(～15日) 【夜間主コース】一般入試(前期日程)合格者入学手続期間(～15日)
9	水	
10	木	13:30～地域貢献推進委員会(総務・財務担当副学長室)
11	金	10:30～アントレプレナーシップ専攻会議(第1) 13:00～図書館運営委員会(図書館会議室) 14:30～教授会等(第1)
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	
16	水	
17	木	10:00～学生論文賞表彰式(学長室) 14:00～経営協議会(第2) 終了後 役員会(学長室)
18	金	12:30～学位記授与式(体育館)
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	臨時就職支援室開設(～4月1日、土日除く) 10:30～アントレプレナーシップ専攻会議(第1) 14:30～教授会等(第1) 17:00 【昼間コース】一般入試(後期日程)合格発表
23	水	【昼間コース】一般入試(後期日程)合格者入学手続期間(～26日)
24	木	
25	金	

	一	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	